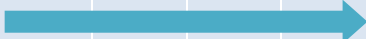
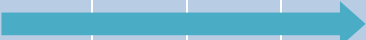
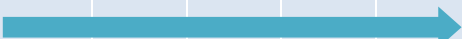


手当・年金等(一覧表)

お子さんの状況によっては受けられないもの、重複できないものがあります。

名称	内容	所得制限	対象年齢						問い合わせ
			0歳～	小学生	中学生	高校生年代	18歳～	20歳～	
児童手当	高校生年代(18歳に達する日以降最初の3月31日)までの子どもを養育している方に、一定の手当を支給。	なし							子育て支援室 こども支援担当 0725-99-8136
児童扶養手当	ひとり親家庭の父または母、父母に代わる養育者に一定の手当を支給。	あり							子育て支援室 こども支援担当 0725-99-8136
特別児童扶養手当	20歳未満で一定の障がいのある児童を養育している方に支給。	あり							障がい福祉課 0725-99-8133
障がい児福祉手当	20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要すると認定された方に支給。	あり							障がい福祉課 0725-99-8133
特別障がい者手当	20歳以上で重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要すると認定された方に支給。	あり							障がい福祉課 0725-99-8133
大阪府 重度障がい者 在宅生活応援 制度	身体障がい者手帳 1、2級と療育手帳Aの両方の交付を受けている人と同居し、介護している方に支給。	なし							障がい福祉課 0725-99-8133
障害基礎年金	国民年金加入者が、一定の障がいの状態になった場合に年金を支給。	あり							保険年金室 国民年金グループ 0725-99-8130 堺西年金事務所 072-243-7900
障害厚生年金	厚生年金加入者が、一定の障がいの状態になった場合、障害基礎年金に上乗せして年金を支給。	あり							堺西年金事務所 072-243-7900